

令和6年度の給与所得に係る 住民税の特別徴収に注意

給与所得に係る個人住民税の特別徴収について、5月中に令和6年度の通知が事業者へ届きます。特に定額減税対象者に係る個人住民税の特別徴収は通常とは異なるため、ご注意ください。

定額減税と 令和6年度の特別徴収

(1) 定額減税とは

居住者である合計所得金額1,805万円以下（給与の年収2,000万円以下に相当*）の納税者本人と、居住者である扶養家族（同一生計配偶者+扶養親族）を対象に、次の金額が減税（定額減税）されます。

対象者	所得税	個人住民税
1人につき	3万円	1万円

個人住民税では、令和6年度（一部令和7年度）の措置として、個人住民税の所得割額から控除されます。

(2) 定額減税の実施時期等

個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和6年度分の納税額が通知等されます。事業者は、記載されている額を給与から天引きして、納付します。

なお、対象となる同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に係る定額減税は、令和7年度分で実施される予定です。

(3) 給与に係る事務への影響

定額減税の対象者に係る令和6年度の特別徴収は、例年の6月ではなく1ヶ月遅い7月からスタートし、翌年5月までの11回の徴収となります。定額減税の対象外である場合は例年どおりであるため、その違いにご留意ください。

電子データでの受け取り

令和6年度分は、次の条件を満たす場合に、従業員等へ配付する「個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）」を電子データで受け取ることができるようになりました。

- ✓ 令和5年分給与支払報告書をeLTAX経由で提出していること
- ✓ 個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること
- ✓ 給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望していること

これにより受取方法は、紙（正本）か電子データ（正本）かのいずれかとなります。受取方法は人別に選択することはできず、一律の選択です。そのため、電子データでの受取を選択し、従業員等へ配付する場合に、電子データでの受取が難しい従業員等に対しては、その者の同意を得た上でその者に代わって給与事務担当者等が印刷して配付するなど、代替手段を講じる必要があります。

また、事業者用の「個人住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）」も受取方法が変更されています。具体的には、令和6年度から電子データ（副本）が廃止されました。そのため、これまでは紙（正本）と電子データ（副本）の両方を受け取ることが可能でしたが、紙（正本）または電子データ（正本）のどちらかの選択となっています。この選択も、給与支払報告書を提出する際に選択をしたいずれかにより受け取ります。

* 収入が給与のみの場合。所得金額調整控除の適用がある場合は2,015万円以下に相当。